

平成23年度 北海道サッカーリーグ 第9回 道南ブロックリーグ 開催要項

- 1 主 旨 本大会は、各地区社会人サッカーリーグの代表チームが更に高いレベルと、幅広い活動を目指し、社会人サッカーの発展に寄与することを目的として実施する。
- 2 名 称 平成23年度 北海道サッカーリーグ 第9回 道南ブロックリーグ大会
- 3 主 催 (財)北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 函館地区サッカー協会 室蘭地区サッカー協会 苫小牧地区サッカー協会
函館社会人サッカー連盟 室蘭社会人サッカー連盟 苫小牧社会人サッカー連盟
- 5 開催期日 平成23年5月15日(日)～9月11日(日)
- 6 会 場 函館市日吉サッカー場・室蘭入江陸上競技場・苫小牧市緑ヶ丘サッカー場 他
- 7 参加資格
 (財)日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に加盟登録された第1種の登録チームで、次の資格を有するものに限る。
 (1)本年度、上記の加盟登録手続を完了し、加盟金納入済みのものであること。
 (2)クラブチームは、他の事業体チーム或いは他のクラブチームに二重登録されていないこと。
 (3)高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(財)日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームの選手は除く。
 (4)外国籍選手の登録・出場は1チーム3名以内とする。
 (5)全道ブロックリーグ決勝大会に出場権を得た場合、必ず出場できるチームであること。
- 8 リーグ編成
 下記の6チームとする。
 (1)函館地区・室蘭地区・苫小牧地区の各2チームによる。
 (2)各地区の2チームは前年度に15項の「入替方式」により決定する。
- 9 競技規則
 (1)本年度(財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
 (2)試合に出場する選手は、(財)日本サッカー協会発行の2011年度発行の選手証または(財)北海道サッカー協会発行の仮選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙とともに本部に提出すること。尚、未提出の選手は、その試合に出場することができない。
- 10 競技方法
 (1)6チームによる2回戦総当たりとする。
 (2)競技時間は90分とし延長、PK戦は無い。
 (3)交代できる数：4名
 (4)交代要員の数：7名
 (5)ベンチに入ることのできる数：13名(交代要員7名、役員6名)
- 11 参加料
 150,000円(消費税込)
- 12 選手エントリー
 (1)第7項の「参加資格」を有したチームの選手をいう。

- (2) 選手登録の追加・移籍・削除の手続きはチームが所属する地区協会に行い、その内容が所定の手続きにより本大会事務局で確認された後、出場が認められる。

13 ユニフォーム

大会実施年度の(財)日本サッカー協会ユニフォーム規定による。

但し、以下の項目については特に本大会用として規定を定める。

- (1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は正の他に副として、正と色彩(濃淡)が異なり判別しやすいユニフォーム色彩を参加申込書に記載し、各試合に必ず携帯すること。(FP・GK用共)
シャツの色彩は審判が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
- (2) ユニフォームのシャツが縞(縦縞も横縞も)の場合は、台地(白布地等)(縦30cm×横30cm位)に背番号を付け、判りやすくすること。
- (3) シーズン中の番号の変更はできない。

14 組合せ及び日程

- (1) ホームアンドアウェイ方式を原則とする。
- (2) リーグ日程は、主管責任地区が参加各地区との協議の上決定する。
- (3) 試合開始時間、順序は主管責任地区が決定する。

15 順位の決定

次の方法により決定する。

- (1) 勝点 (勝ち3点・引分1点・負け0点)
- (2) 全試合のゴールデファレンス (総得点 - 総失点)
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 当該チームの対戦成績
 - 1. 勝点 2. 得失点 3. 総得点数
- (5) 以上により確定することができない場合には、北海道社会人サッカー連盟において順位決定する方法を決定する。

16 入替

- (1) 当該年度各ブロックリーグ優勝チームは、全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得る。
- (2) 当該年度各地区代表下位のチームは各地区リーグ1位チームと入替戦を実施し勝利チームを次年度の各地区よりのブロックリーグ参加チームとする。
- (3) ブロックリーグ1位チームが北海道サッカーリーグへ昇格した場合は、昇格した地区リーグよりブロックリーグ参加チームを決定する。但し、決定方法は各地区にて定める。
- (4) 北海道リーグから降格があった時、同チームが所属する当該地区からの次年度ブロックリーグ参加チームは北海道リーグ降格チーム、当該年度ブロックリーグ上位チーム、当該年度地区リーグ1位チームにより決定する。但し、決定方法は各地区にて定める。

17 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) 審判資格は主審を2級以上、副審を3級以上、第4の審判員を4級以上とする。
- (3) 地区担当者は試合開催日までに主管協会へ審判員の派遣を依頼すること。
- (4) 主審は競技終了後、速やかに審判報告書を会場責任者に提出すること。
- (5) 各審判員への報酬は別に定める。

18 競技記録及び公式記録員

- (1) 各ブロックリーグの競技記録はホームチームが、(財)北海道サッカー協会が認定した公式記録員を配して行うのが望ましい。
- (2) 競技記録は、公式記録員1名及び補助員2名以上で行うこと。
- (3) 競技記録担当者は、試合開始40分前までに本部席に集合し必要な準備を行うこと。
- (4) 公式記録は、試合終了後、ただちに記録内容を確認し、記録用紙両チーム監督、主審及びマッチコミッショナーの署名をもらうこと。
- (5) 完成した記録用紙はホームチームの運営責任者へ提出すること。なお、その後の異議・訂正は原則認めない。

19 会場運営

- (1) 会場準備・後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備・後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区のサッカー協会及び責任地区連盟と打ち合わせを行う。
- (3) 会場の準備は、試合開始予定の90分前から行い、試合開始予定時間の30分前までに終了すること。又、後片付けは、試合終了後速やかに行い、30分以内を目途に終了すること。
- (4) 会場準備・後片付けは、7名以上で行うこと。
- (5) 会場準備・後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
 - 本部テント・審判員テントの設営・机及び椅子の配置、チーム用ベンチの設置。
 - ピッチのライン引き・ゴール、コーナーフラッグ、第4審判員席の設置。
 - 審判員用の飲料水及びタオル等の準備。
 - 使用機材の準備・撤収・試合会場内・外のゴミ等の回収。

20 懲 罰

- (1) 警告・退場の処置
 - ア 警告は累積3で1試合の出場停止とし、その他の処置については、運営要項細則により処置する。
 - イ 裁定が必要な場合は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠り処置する。
- (2) 棄権チームの処置
 - ア 試合を棄権した場合は原則として除籍処分の上、次年度の参加を停止する。
 - イ 特別な事由により棄権となった場合、必要な調査の上、不可抗力と認定されれば再試合を認める。この際、再試合に懸かる会場準備・審判員の配置及び経費は当該チームの負担とする。
 - ウ 不戦勝となったチームに得点5及び勝点3を与える。
- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は 没収試合とする。この場合、原則として当該チームを除籍とし、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (4) 試合中、またはその前後に悪質な言動があった場合その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (5) 大会期間中、またはその前後において、本大会の秩序を乱すような悪質な言動があった場合その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。

21 マッチコミッショナー

- (1) 本大会は、各会場の各試合にマッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは試合開始60分前にマッチミーティングを行い、試合に臨む両チームの監督と意見交換を行い、スムーズに試合が行われるよう確認を行う事。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開催(試合中を含む)におけるトラブル等が発生した場合、北海道社会人サッカー連盟に対し、速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

22 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務づける。ただし、やむを得ずベンチ入りができない場合、チーム役員が監督代理を行うことができる。この場合事前に所属地区連盟に届け出て許可を受けなければ成らない。緊急の事態により、事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に速やかに事情を説明し指示に従うこと。尚、緊急の事態の経緯等を書面にて所属地区連盟宛へ提出すること。
- (2) 監督がその任を永きにわたって履行できない場合、所属地区連盟に申し出し、指示を受けること。
- (3) チーム監督あるいは助監督が選手を兼ねる場合は、事前に登録された役員をベンチ入りさせること。
- (4) 監督の代理をできる者は、事前に登録された役員8名以内の中から行うこと。
- (5) 上記(1)~(4)に違反した場合、次節の1試合を没収し、対戦相手チームに得点5・勝ち点3を与える。
- (6) 試合場への移動、及び試合中などの事故防止については各チームの責任において徹底する事。また傷害保険等の加入もチームの責任において行うこと。
- (7) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合には、本大会主管地区責任者、マッチコミッショナー、審判団において協議のうえ対処する。その場合、中断・中止・延期する事があるので留意のこと。

23 附 則

- (1) 本大会を円滑に運営するために「道南ブロックリーグ運営委員会」及び事務局を置く。
- (2) 道南ブロックリーグ運営委員会規程は別に定める。

【本大会に関する問い合わせ先】

函館社会人サッカー連盟事務局

〒040-0074

函館市松川町46番10号 吉田昌一 気付

E-mail myoshida@ms5.ncv.ne.jp

TEL/FAX (0138)42-0411

以 上